

特定非営利活動法人 スポーツ福祉くまもと定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人スポーツ福祉くまもとという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を 熊本市東区下江津 6 丁目 9 番 3 2 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、高齢者、障害者を含んだ地域住民すべてに対して、スポーツを通して福祉に関する諸事業を行い、地域住民の健康づくりとスポーツを中核とした地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (5) 子どもの健全育成を図る活動。
- (6) 経済活動の活性化を図る活動。
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動。
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するために次の事業を行う

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①スポーツを通して住民のコミュニケーションを図るために、スポーツイベントを主催、協賛、後援していくこと。
- ②家族やグループ、障害者や健常者、子どもや高齢者などスポーツのバリアフリーに関する研究活動を推進していくこと。
- ③すべての人を対象にした地域のスポーツや文化に関する講演会やセミナー等を実施すること。
- ④地域づくりに関する情報収集、提供を行うこと。
- ⑤スポーツを核とした地域づくりに関する専門的な職業能力の開発または、雇用機会の支援を行うこと。
- ⑥スポーツ事業等を通して地域の経済活動の活性化を図ること。
- ⑦他団体・組織とのネットワークを構築すること。

(2) その他の事業

- ①スポーツの振興、子どもの健全育成を支援するための物品販売を行うこと。

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(会員)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 : この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

- (2) 賛助会員 : この法人の目的に賛同して本会の事業に援助する個人又は団体
- (3) 特別会員 : この法人に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された個人又は団体

(入会)

- 第7条 一般会員及び賛助会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 一般会員及び賛助会員として入会しようとするものは、本会所定の入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
 - 4 特別会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金)

- 第8条 この法人の会員になろうとするものは、総会が定める入会金を納めなければならない。ただし、賛助会員及び特別会員は、入会金を納めることを要しない。

(会費)

- 第9条 会員は、総会が定める会費を納めなければならない。ただし、特別会員は会費を納めることを要しない。

(資格の喪失)

- 第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(退会)

- 第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

- 第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
 - (2) この定款や法等に違反したとき。

(拠出金品の不返還)

- 第13条 既に納められた入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

- 第14条 本会には、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち理事長を1人、副理事長を1人以上おく。

(役員を選任等)

- 第15条 理事及び監事は総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
(理事の職務)
- 第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決の基づき、この法人の業務を執行する。
(監事の職務)
- 第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- (役員の任期)
- 第18条 本会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3 補欠または増員により就任された役員の任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
4 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (欠員補充)
- 第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- (役員の解任)
- 第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 職務の遂行に堪えない状況であると認められるとき。
(2) 著しい職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない言動があると認められるとき。
- (役員の報酬)
- 第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- (職員)
- 第22条 この法人の事務を処理するために、事務局長その他必要な職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 名誉会長及び顧問

- (名誉会長・名誉副会長・特別顧問・顧問)
- 第23条 本会には、理事会の承認を得て、次の者を置くことができる。
(1) 名誉会長
(2) 名誉副会長
(3) 特別顧問
(4) 顧問

(名誉会長・名誉副会長・特別顧問・顧問の職務)

第24条 名誉会長・名誉副会長・特別顧問は、この法人の重要な事項について理事長に意見を述べることができる。

2 顧問は、理事長及び理事会の諮問に応じる。

第6章 総 会

(種別)

第25条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第26条 総会は、第6条第1号の一般会員をもって組織する。

2 第6条第2号、第3号に定める賛助会員、特別会員は、オブザーバーとして総会に出席し、議長の許可を得て意見を述べることができる。

(権能)

第27条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第28条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第1項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第29条 総会は、第28条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第28条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第31条 総会は一般会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第33条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した一般会員は、第31条、第32条第2項、第34条第1項第2号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理 事 会

(構成)

- 第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第1項第5号の規定のより、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第37条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

- 第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第40条第2項及び第42条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 第48条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限り)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限り)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、
この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑 則

(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	末次	義久
副理事長	牧口	敏孝
理事	石黒	義也
同	新	義明
同	竹本	和規
同	宮坂	恭一
同	田中	壽久
同	幸山	政史
同	木下	幸一
同	川崎	順一郎
同	中川	保敬
同	井口	佳久
同	高木	誠司
監事	佐野	俊郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年の11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年の10月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条及び第9条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 一般会員 1,000円
賛助会員及び特別会員 不要(0円)
 - (2) 年会費 一般会員 1,000円
賛助会員 個人 10,000円以上
団体 10,000円以上
特別会員 不要(0円)